

笠間市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年2月21日

笠間市監査委員 齋田 陽介

笠間市監査委員 荻谷 正

笠間市監査委員 飯田 正憲

## 財政援助団体等監査報告書

### 第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等監査

### 第 2 監査の対象及び範囲

公の施設指定管理者

対象団体	公の施設	令和3年度 指定管理料	所管課
S I F 共同事業体	笠間市ゆかいふれあいセンター	70,300,000円	資源循環課

#### 監査の範囲

- (1) 公の施設の指定管理に関する事務全般
- (2) 令和3年度に執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務

### 第 3 監査の着眼点及び実施内容等

監査については、笠間市監査基準にのっとり、提出を求めた監査資料に基づき、指定管理者の選定、指定及び協定の締結等が適正に行われているか、また指定管理者の管理運営業務が協定書、仕様書及び事業計画書等に沿って実施されているか、また経理内容が適正妥当であるか、施設の管理に係る出納その他の事務が適正に行われているかどうかを主眼として、1月13日に所管課及び1月25日に指定管理者から説明を聴取し、関係諸帳簿並びに証拠書類を監査した。

### 第 4 監査の結果

所管課が行った指定管理者の選定、指定及び協定の締結等の事務については、条例、規則及び指定管理者制度導入方針に沿った内容でおおむね適切に処理されていることを確認した。

笠間市と S I F 共同事業体との間で締結した「笠間市ゆかいふれあいセンター」の管理運営に関する基本協定書に定めるところに従っておおむね適正に管理、運営が行われているものと認められた。

## 第5 監査の概要

団体名：S I F 共同事業体

所管部課：市民生活部 資源循環課

### (1) 施設の概要

ア 名称 笠間市ゆかいふれあいセンター

イ 位置 笠間市長兎路仁古田入会地1-171

ウ 施設の概要等

敷地面積 28,058㎡

施設 鉄筋コンクリート造2階建3,012.96㎡  
温水プール 研修室(マシンジム) 大広間  
(スタジオ) グラウンド 駐車場

### (2) 指定管理の内容

ア 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで  
(5年間)

イ 指定管理料 70,300,000円(令和3年度)

### (3) 指定管理者の概要

S I F 共同事業体は平成28年4月から「笠間市ゆかいふれあいセンター」の指定管理を行っている。S I F 共同事業体代表団体(株)サンアメニティは、昭和54年に東京都北区に設立された。スポーツ施設管理運営、総合ビルメンテナンス業、指定管理者事業の3つを主体に「人と環境と健康を見守ります。」を合言葉に北は青森県から南は熊本県まで事業を展開している。「笠間市ゆかいふれあいセンター」の指定管理を行うほかに、生涯学習施設、都市公園、プール施設などの指定管理者として管理運営を行っている。

株式会社茨城興産は、平成8年に設立され「自然と建物の環境を管理し、人々の健康を守ります。」をテーマに掲げ、主として茨城県内の建物管理業を行っている。

株式会社フロム常陸は、平成9年に設立され「水を通じた健康増進」をテーマに掲げ、温水プール施設の指定管理事業に取り組み、スポーツ指導や介護予防教室事業を始め健康サポートを行う企業活動をしている。

#### (4) 監査結果

「笠間市ゆかいふれあいセンター」は、笠間市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るとともに、健康と福祉の増進に寄与するために設置され、地域住民の憩いの場やスポーツ、健康の維持・増進に利活用できるように、住民サービスの向上や効果的・効率的な施設の運営を図り、適切かつ円滑に管理運営を行うことを基本方針としている。

令和3年度の指定管理においても、利用者の声を活かした施設運営に取り組み、利用者のアンケートを実施し、利用者意見のニーズや満足度などの把握に努められた。

自主事業やスポーツイベント事業として、体力測定会、ノルディックウォーキングなどそれぞれのライフステージに応じたスポーツ機会の提供やキッズヒップホップダンス教室の開始に加え、新たにスナッグゴルフ道具とグラウンド貸出サービスの事業にも取り組み、施設の利用促進と利用者へのサービスの向上にも寄与された。

また、コロナ対策のほか、安全・安心な危機管理対策として防災訓練を実施するなど適正な管理運営に努めていると認められた。

しかしながら当初想定されていなかった新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、5月20日から6月2日、8月3日から15日までの時間短縮営業や8月16日から9月30日までの臨時休館により、来館者は目標値である78,180人には届かず、60,702人の来館者数となっている。

令和3年度の事業の収支状況については、収入は70,300千円の指定管理料のほか利用料金収入、新型コロナウイルス感染症指定管理者支援金など全体で95,940千円、支出は100,426千円で、4,486千円の赤字となっている。これは、新型コロナウイルスの影響により来館者数が減少し、利用料金や自主事業収入が減少したことによるものである。

#### (5) 今後の方向

公の施設の管理にあたっては、人口減少が進む中、その施設の運営が持続可能となるよう、サービスの向上や安全の確保を図りながら、市が負担する指定管理料をできるだけ低減する必要がある。

本施設については、市が指定管理料として、年間70,300千円にのぼる負担をしているところであるが、令和3年7月に利用者に対し実施したアンケート結果によると、利用料金については、利用者の約8割の方が、安い又はやや安いと回答している。

このような利用者の回答を踏まえ、所管課及び指定管理者においては、施設のサービスに見合った適正な利用料金となるよう、その見直しに努められたい。

また、ゆかいふれあいセンターは、厚生労働大臣指定の健康増進施設として市民の運動習慣の定着を図る役割を担っていることから、その機能が十分に発揮されるよう、民間事業者の指定管理者であるSIF共同事業体においては、経費の一層の節減に努めるとともに、創意工夫を凝らした新規の自主事業を展開するなど、利便性の向上と利用の拡大を図られることを期待する。